

## 第2回滋賀県男女共同参画審議会 会議概要

### 1. 開催日時・場所

平成28年12月26日（月） 14:00～16:00

滋賀県庁北新館5階5B会議室

### 2. 出席者委員（五十音順、敬称略）

石部大史、伊藤公雄、川口章、木村明美、國松典子、小山英則、  
佐々木由珠、立石豊、廣兼あや、廣瀬香織、堀裕子、宮本一幸

### 3. 議題

#### （1）年次報告および「新パートナーしがプラン」の評価について

資料1 滋賀の男女共同参画（年次報告）

資料2 新パートナーしがプラン（評価）

#### （2）家庭・地域における男女共同参画の推進について

資料3 廣兼委員資料

資料4 廣瀬委員資料

#### （3）その他

資料5 苦情処理の専門部会の設置について（案）

資料6 男女共同参画の視点からの防災研修資料（内閣府）

（会長） 議題に入る前に、前回の会議でご指摘いただいていた、苦情処理の専門部会の設置の規定について、事務局から説明されたい。

（事務局） 資料5に基づいて説明。

（会長） 今事務局から説明のあった事項について、案のとおり修正ということによろしいか。それでは、異議なしということで、本日付で処理をさせていただく。

議題(1)の年次報告については、滋賀県男女共同参画推進条例第19条「知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋

賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする」という規定に基づいて報告される。また、平成23年4月から平成28年3月までを計画期間として実施された、新パートナーしがプランの評価と併せて、事務局のほうから報告されたい。

(事務局) 資料1、2に基づいて説明。

(会長) ただいま事務局から説明いただいた内容について、ご意見、ご質問等あればお願いしたい。

(委員) 資料1の21ページで、「相談件数は平成26年度より3,745件増加し」というのは、大変増加しており、増加した主な原因として、「子ども」の「その他」が上がっているが、これは大きな要因としては何があるのか。

(事務局) 相談件数のカウント方法が平成26年度の途中で変更となり、例えば1件電話が掛かってきたときに、今までは1件とカウントしていたが、それが、兄と弟といった2人の子どもに関わるものであった場合、2件とカウントすることとなり、それが増加した主な要因と考えている。

(委員) 特にいじめの問題で増えているというわけではないのか。

(会長) カウントの仕方が変わったということだが、昔のカウントの仕方したらどうなのかということは、調べておいたほうがよいのではないか。

(事務局) 「子ども」の「その他」について前年度と同じような形での数値比較を実施しておらず、比較できる数値がないが、参考に、児童虐待の相談件数については、平成27年度が6,023件で前年比で80件の増加となり、1.3%の増加率となっている。

(委員) 「県の審議会等の女性委員の割合」の評価のところでは「充て職規定の見直し

等も含め、女性委員登用の推進に努める」とあるが、既に今年度そういう見直しはされているのか。

(事務局) 40%達成というのは、県でも大きなミッションになっている。充て職規定についても、例えば「〇〇の長、またはその指名する委員」とある場合には、〇〇の長を指名する職員に対して、委嘱も念頭に置いた形で見直しをするよう、全庁的にお願いをしているところ。

(事務局) 見直しの時期が、各審議会によって異なり、一気に見直すというわけにはいかないが、改選の時期が来たら必ず、意識して見直しするように全庁的に図っている。

(会長) 何々警察署署長というように充て職で委員が決められているところを、柔軟に対応するようにし、男性の多い役員ばかりではなく、女性に替えられるように仕組みを改めていくというのは、政府の方針でも確か立てられていたと思う。かなり重要なポイントだと思っている。

(委員) 男女共同参画を活動分野とする NPO 法人に関して、実績が目標値を満たせなかったということだが、考えられる原因として、今まで NPO 法人で活動していたような分野が、一般社団法人や任意団体など、別の法人格で活動しているようなケースがあり得るのではないかと思うが、この場合はあくまでも NPO 法人のみの目標値と実績を出されているのか。

また県での NPO 法人、特にこの男女共同参画分野 NPO 法人の活動基盤強化にあたり、特に課題と感じていることと、支援していく中で、どこを優先的にやっていけばいいのかといったことについて、伺いたい。

(事務局) 1 点目の質問について、県民活動生活課で所管しているのは、NPO 法人の設立の認証であり、一般社団法人等は含まず、NPO 法人のみの数字を出している。

平成 23 年くらいまで NPO 法人は、年間 40 から 50 法人の設立があったが、

近年では 30 法人程度となっている。評価と課題欄にも記載しているとおり平成 23 年度から平成 27 年度の間には男女共同参画を活動分野とする法人が 26 団体設立されたが、14 団体が解散されており、実績は 92 団体となっている。

また二点目の質問の課題としては、平成 28 年 4 月に NPO 法人に対してアンケートを実施したところ、人材面や資金面での課題を多く抱えていることがわかった。よって今後県では、認定 NPO 法人の取得を促進し、NPO 法人の活動基盤の強化を図っていきたいと考えている。認定 NPO 法人に認定されると、寄付をした側からの税額控除等の税制優遇があるとともに、認定を受けた法人にも、みなし寄付金の適用といった優遇措置があり、NPO 法人の活動基盤強化につながる。

(会 長) 確かに一般社団法人に移行しているところが多いのではないかと。NPO のほうが、手続きに手間がかかり、一般社団法人のほうがお金は掛かるけども手続的には楽である。

もう一つは、解散された 14 団体が残っていれば 106 団体になるわけで、この 14 団体のほうを、どうやってサポートするかというのも課題かもしれない。新しいプランの数値目標についても、NPO を入れてしまったことによって、残ってしまったこととか、あるいはもう一つは、農山漁村における女性の起業数が「実績値なし」になっているが、この辺を新しい数値目標の流れの中でどうやっていくかということは気になる。

(事務局) 農山漁村の女性の起業数については、平成 27 年度末は実績値無しであるが、平成 26 年度は 109 件であった。これは、要因欄記載のとおり、国の調査結果を評価として活用していたところ、今年度は国の方針で調査が実施されず、把握できなかったということである。これは新プランの目標値にもなっており、国の動きとして、また調査が復活するかもしれないということも聞いており、担当課で、調査を実施するかどうかについても、検討されているところ。

(会 長) 全国的にいうとここは結構伸び率が高かったところであり、なぜ国が調べな

かったのかというのも気になる。今回のプランの数値目標に入れているので県で独自に調べられるなら対応が必要な部分かもしれないと思う。

DV に関して警察での相談件数が増えているはずなので、警察への相談がどのようになっているか教えていただきたい。

(事務局) 滋賀県警が7月に資料提供した記者会見資料によると、平成27年度の暴力相談件数は前年度から伸び、750件、実際の配偶者からの暴力事件は70件あまりと増加している。ストーカー事案相談件数も増えており、警察での相談件数、検挙件数は増えている。

(会長) 最近警察の対応がよくなり、警察に直接逃げ込む方が増えているので、DVに関しては県警のデータも補足しておいたほうがよい。

続いて、週60時間以上就業している割合だが、滋賀県の男性全体では、30～34歳が21.6%、35～39歳が17.9%、40～44歳が17.3%という数字になっているが、全国平均より高いのではないか。

30代40代男性の全国平均が、一時期は25%ぐらいあったが今は16%ぐらいになっているのではないかと思うので、滋賀県は少し高めに出ているのではないか。これは少し考えなければいけない部分ではないかと思う。

(事務局) 週60時間以上就業している割合が全国と比較してどうかという点について、同じ平成24年就業行動基本調査の全国平均と比較すると、25歳～29歳で、本県は全国と比較して、男性全体では0.9ポイント下回っている。30歳～34歳では、男性全体で1.7%上回っている。特に有配偶男性が0.5ポイント、未婚男性が2.5ポイント上回っている。35歳～39歳までの男性全体では、1.7ポイント下回っており、40歳～44歳で、2.2ポイント下回っている。

(会長) 資料1、14ページの女性の理想の働き方に関する考え方で、「子育ての時期だけは仕事を辞めて、その後はフルタイムあるいはパートタイムを続ける」を選択している人は、20代の女性が最も高いという報告については、どのように分析されているか。

(事務局) 平成 21 年に実施した同じ調査と比較すると、「子育ての時期だけ仕事を一時辞め、その後はフルタイムあるいはパートタイムで仕事を続ける」割合が 44.3% から 60.6% に上がり、「子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら仕事を持たない」割合は、19.7% から 7.5% に下がっている。個人的な推測だが、この減少分が増加分に変化しているのではないかと考えている。

(会 長) 20 代が一番高いというのは、何パーセントなのか。

(事務局) 20 歳代の女性で、「子育ての時期だけ仕事を一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」が 27.7%。そして、「子育ての時期だけ仕事を一時辞め、その後はパートタイムで仕事を続ける」が 42.6% であり、それを足すと 70.3% となる。

(委 員) 男性の育児休業取得率が、目標値には達していないとはいえ、3.8% ということは、全国平均よりもかなり高いが、大幅に改善した理由は何か。

(事務局) 平成 27 年の調査では、従業員規模の大きい 300 人以上の事業所の回答数が例年に比べて少なく、母数となる出産人数が少なかったため、3.8% という高い数字が出たのではないかと考えている。

(会 長) それでは、議題の 2 について、最初に廣兼委員から取り組みを発表されたい。

(委 員) 資料 3 に基づいて取組発表。

(会 長) 続いて廣瀬委員から取り組みを発表されたい。

(委 員) 資料 4 に基づいて説明。

(委 員) すばらしい報告をいただいた。パンフレットはよくできていると思うが、読者対象としては学生を考えているのか。それともお母さんや社会人の方か。

(委員) 企画の趣旨としては若い世代に子育てについて知ってもらいたいので、学生、若者中心になっているが、最終的には県民の皆さまに読んでもらえたらと考えている。

(委員) アンケートは大学祭の中で実施されたのか。それとも授業か。

(委員) アンケートは大学の学園祭のときに行った。

(委員) 男子学生の回答が少なかったなので、授業の中でも実施されれば、もっといろんなことがわかるのではないかと思う。

(委員) 廣兼委員の『『子育て』って何?』の動画でのインタビュー出演者はファザーリングジャパン滋賀のメンバーで、毎日子どもを幼稚園に送り、子どもの体調がおかしいと連絡があればすぐに迎えに行っている。彼は家族経営なので自由がきくが、企業に置き換えれば、そういう環境づくりをするイクボスが大事と考えている。

(会長) 例えば育児休業中の人には職場に来てはいけないというようなバリアがあるが、育児休業中の人々が時々職場に来られれば、先を見通しながら戻ったときも仕事に対応できる。自営業だからやれるということはあるが、工夫次第で民間企業もやれないことはない。

資生堂の事例にあるように、機械的に何時から全員休みなさいとするのではなく、個人個人の事情に応じて育児時間を配分するというように、調整の問題はとても重要である。

(委員) 廣兼委員の発表を聞いて、具体的に若いうちから人生設計をしていく取り組みはすばらしいと感じる。また、子育てがそもそもマイナスイメージというところから始まっているが、人間的な本能として子孫繁栄などは何となく本来備わっているものであろうに、そこが低下しているは何故なのかを掘

り下げると面白いのではないかと思った。

また、女性で起業した仲間の話を聞いていると、活躍する女性を男性が快く思っていないような風当たりがあるのを感じている。意識改革は難しいと思うが、活躍する女性の分母が増えれば徐々に変わっていくことなのかもしれないと思っている。

(会 長) やはり子育ては大変というイメージが若い世代には強いのか。

(委 員) マイナスイメージとまではいかないが、そもそもあまり子育てに興味や関心がないこと自体が問題だと思い、マイナスと表している。

(委 員) 廣兼さんが作っておられる冊子がよくできていると思う。育児休業の取得率が出ているが、これはどのくらいの期間、取っておられるのか。男性で長期間取られる方もいるのか。

(会 長) 男性の育児休業取得期間は1週間ぐらいが多いのではないか。

(委 員) 廣兼委員の発表の動画のなかで、父親ならではの、母親ならではのという風にインタビューされていたが、男性だから女性だからということではなく個人個人で子どもの関わり方の得手不得手というか、自然な役割分担が生まれてくるのが夫婦の在り方なのかなと思った。

また、廣瀬委員の発表で、利用できる施設や近所付き合いなど、地域によって差があるので、滋賀県全体ではなくて、それぞれの地域に拠点を作っていくのが必要ではないかと感じた。

(委 員) 廣瀬委員の発表で、地域のファシリテーターという話が出ていたが、市ではどうしたら男女共同参画が進むのか、というようなことで悩んでおられるので、県から統一策は出せないものかと思う。

その中で地域差があることを把握し、ベースラインを上げていくような取り組みをすれば、滋賀県全体として語れるようなものができるのではな

いか。

廣兼委員の学生の話でもそうだが、男女の意識というのは、小学校のときからの教育だと思う。教育は行政の政策の中で生まれてくるものだと思うので、大学に行くまでに何かできることがあるのではないかと思った。

(会 長)            その他事項について、事務局から説明されたい。

(事務局)            資料6に基づいて説明。

(会 長)            それでは、進行を事務局にお返しする。

(事務局)            次回の審議会につきましては、3月29日水曜日10時より開催させていただく。

以上をもちまして、本日の第2回審議会を終了いたします。